

注意事項

1・競技者登録について

この要項に記載してある競技会（マスターズ水泳競技を除く）に出場する競技者及びチームは、すべて（公財）日本水泳連盟に団体登録、競技者登録した者に限る。一種目一区分につき 3,000 円の登録料がかかる。また、必ず「公式競技会及び公認競技会における個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて」を確認のうえ登録を行うこと。なお、小・中学生及び高校生は、S C 区分以外の第二区分団体への登録はできない。

2・年度途中で追加選手登録について ***競技会申込締切日までに競技者登録を完了すること**

Web-SWMSYS により追加選手の登録を行い、**1週間以内**に下記の書類をメール(PDF)の場合は競技委員会宛、FAX または郵送の場合は事務局宛に提出し、費用を納入すること。

- ・競技者登録情報明細表
- ・振込明細書(コピー・PDF 可)
- ・追加登録料(一種目一区分につき 3,000 円)

3・年度途中で移籍選手登録について ***エントリー時と競技会当日に所属が異なる場合は記録公認されない**

他のチームより移籍があった場合は、Web-SWMSYS により移籍選手の登録を行い、**1週間以内**に下記の書類をメールの場合は競技委員会宛、FAX または郵送の場合は事務局宛に提出し、費用を納入すること。

- ・移籍選手報告書(ダウンロードする)に必要事項を記入する。
- ・振込明細書(コピー・PDF 可)
- ・移籍登録料(一人 1,000 円)

4・県新記録申請について

新記録を樹立した場合は、**1週間以内**に下記の書類を添えて報告すること。

- ・新記録樹立申請書(ダウンロードする)に必要事項を記入し競技委員会宛にメールで報告すること。

5・公式競技会(競泳競技)申込について

(1) 各大会申込は、全て Web-SWMSYS による申込のみとなる。

*当連盟 HP「Web-SWMSYS によるエントリー方法」を参照のこと。

*この要項に記載してある標準記録突破者とは、公式・公認競技会において、設定されている標準記録を突破した者をいう。(リレー競技の第一泳者および 1500m 自由形の 800m における正式時間を含む) なお、別に定めがある競技会については、その限りではない。

- ① Web-SWMSYS より集計表を抽出し、競技委員会宛にメールで送信する
- ② 申込金は、下記のいずれかの方法で申込締切日までに納金する。
- ③ メール送信は、タイトルに団体名大会名を入れて送ること。カッコ等は不要。

競技委員会メールアドレス : kyougi@aichiaquatics.jp

納金方法

- ① 三菱UFJ銀行 名古屋営業部
普通預金 0600789 一般社団法人愛知水泳連盟(シャアイスイエイノメイ)
- ② ゆうちょ銀行(他金融機関からの振込用支店名 ○八九店)
口座番号 00850-8-158616 一般社団法人愛知水泳連盟

***振込み名義は団体番号あるいは団体略称名であること**

***それ以外は受理しない場合がある**

違反者および各競技会申込締切日までに到着しない場合は、申込を受理しないものとする。一旦納入された申込金は、原則として返金はしない。

(2) 公式競技会申込み後の確認及び訂正について

公式競技会の申込みにおいて、エントリーに不備があった場合は(突破タイムが確認できなかった場合)スタートリストに反映しない。申込み後やクラスコード入力指定がある場合の未入力等は、下記の要領で必ず確認をして、速やかに訂正作業を行うこと。

エントリー公開の確認手順



申込締切(火曜日)後にプログラム編成をウェブに公開する



Results of Japan Swimming

競技会検索→競技会名を入力→選手名・所属名を入力し検索

訂正について

申込締切後ウェブ公開日よりその週の金曜日 12:30 までに限り訂正を受け付ける。

訂正書類の提出先

FAX で「(一社)愛知水泳連盟」と「(有)東洋電子システム」の2か所に送ること。

(052-757-5056) (052-604-3496)

*その他

- ① 参加資格を満たさない種目にエントリーした場合、出場を認めない。
- ② 確認期間内であれば訂正および追加を認めるが種目の取り消しは受け付けない。
参加者を追加する場合は、必ず連絡すること。
- ③ エントリー修正の提出書類は、当連盟 HP よりダウンロードし、必要事項を記入し、**そのタイムを樹立したことが証明できる Results of Japan Swimming (旧スイムレコードどっとこま) のランキング**を必ず添付すること。なお、証明書類が PDF にできる場合に限り、FAX ではなく競技委員会宛メールでの訂正も受け付ける。
- ④ エントリー違反があった場合は、申込金(参加料)の返金はしない。

競技会当日詳細については、(一社)愛知水泳連盟 HP を確認すること

(3) プログラム販売について

参加チームのみに予約販売をする。集計表のプログラム代の欄に必要部数(不要な場合は「0」)を記入すること。

(4) 競技大会派遣役員について

当連盟の公式競技大会(競泳競技)は、出場選手数に関係なく競技役員を派遣する義務がある。

派遣競技役員がないと選手の出場が認められないこともある。ただし、愛知県外・学生委員会の登録団体または、申込者数が5名未満の愛知県内の第一区分登録団体(学校・勤務先)は免除する。

競技会申込の際は、集計表の派遣競技役員欄に必要事項を記載すること。入力がないとエラーがでるため、免除の対象団体は「免除」と入力すること。また、出場選手がいない場合(複数日開催中)は免除されるので「出場なし」と入力すること。

*派遣競技役員は、(公財)日本水泳連盟の公認審判員・競技役員に限る。

*公認競技役員指定ユニフォーム(上下)と白色のシューズを着用すること。

(5) 連絡事項の活用

領収証等を希望する場合は、Web-SWMSYS(連絡事項欄)に記入すること。

(6) 各用紙について

指定の用紙は、当連盟 HP よりダウンロードして使用すること。

6・棄権者について

- ① 出場申込をした競技者またはチームが棄権する場合は、決勝(B決勝を含む)競技に対し、棄権料を支払う義務を負う。ただし、棄権の理由が競技会の開催中に会場内で発生した事故等による負傷、または医師の診断書の提出があった場合はこれを免除する。
- ② 棄権料は、一回につき3,000円。リレー競技は、5,000円を大会当日に大会本部へ納めなければならない。
- ③ 適用大会について愛知県選手権、中部日本ジュニア選手権、愛知県ジュニア選手権の3大会とする。

7・その他の注意事項

- ① 不行跡行為の制裁について、故意に競技の進行を妨げるなど、競技会の品位を著しく傷つける行為に対しては、行為者及び所属チームを含め、罰則を科すことがある。
- ② 個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて
詳細は、「公式競技会及び公認競技会における個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて」を確認すること。

- ③ 国民スポーツ大会の予選会について
愛知県選手権大会を国民スポーツ大会の予選会とし、出場していない選手は原則として選考対象としない。詳細は、「国民スポーツ大会代表選手選考について」のページを確認すること。
- ④ 忘れ物について
各競技 会終了後2週間は事務局にて保管するが、その後処分、または(公財)日本水泳連盟生涯スポーツ・環境委員会が取り組んでいる衣類回収事業に提供する。
- ⑤ 会場内での撮影について
競技会において、参加選手または関係者等が私的に撮影した動画や画像をYouTube等のWEBサイトやその他の公な場所に公開するためには、必ず各権利者の許諾を公開者が受けること。また、会場BGMをそのまま使用すると著作権の侵害となるので注意すること。なお、撮影許可証は会場内での撮影を許可するものであり、これらの権利を許諾するものではない。
- ⑥ 着用する水着について
競泳競技の公式・公認競技会において着用する水着は、(公財)日本水泳連盟の定めに従ったものでなければならない。また、水着あるいは身体へのテーピングは禁止とする。
- ⑦ 商標の規制について
公式・公認競技会で、すべての競技者・監督・コーチおよび役員(以下「競技者等」という)が、競技会の競技場内でつけることができるロゴ・マーク、メーカーのロゴ・マークについては、以下の通り行う。(違反があった場合は、その大会の出場を停止させることもある)
- ア) 水着には、競技会の競技場内では、大きさ30cm²以内であればメーカーのロゴ・マークをつけることができる。
- イ) ウェアーには競技会の競技場内では、大きさ40cm²以内であればメーカーのロゴ・マークをつけることができる。
- ウ) その他の持ち物には、競技会の競技会場内では、大きさ20cm²以内であればメーカーのロゴ・マークをつけることができる。
- エ) メーカーのマークは前項の大きさ以内であれば重複してもよいが、ロゴは1カ所のみしか使用できない。ただし、使用される1枚の水着について、最大30cm²のメーカーのロゴは、ウエストより上の位置に1つ、下の位置に1つ許される。これらのロゴは、相互にすぐ近くに隣接して置いてはならない。ツーピースの水着に関しては、上部に1つのメーカーのロゴが、そして下部に1つが許される。
- オ) 競泳競技の水着には、その大会に出場する所属チーム名、都道府県名の表示は50cm²以内とする。
- カ) 前項にあげた『水着および衣類、持ち物』についてメーカーのロゴ・マーク、所属チーム名、都道府県名のほかに(公財)日本水泳連盟により認可されたスポンサーロゴ・マークを1つつけることができる。(「競技会において着用、又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴ・マーク等についての取扱規程」参照)
- キ) 全自動装置の使用について
この要項に記載してあるすべての競泳競技会は、全自動装置を使用する。
- ク) 傷害保険について
この要項に記載してある公式競技会(県中学・県高校・県高校新人戦を除く)の参加者の大会期間中における傷害保険については、当連盟の負担において行う。保障の内容は、当連盟と保険会社との契約の範囲内に限られる。
- ケ) その他
社会情勢により、大会・競技運営方法を変更する場合がある。

**他団体が主催する競技会(公認競技会)は
主催団体に問い合わせ・確認をすること。**

【大切なことですから、本欄を読んで必ず守ってください】

2026年4月1日

公益財団法人 日本水泳連盟

I 宣伝・広告の媒体について

本連盟では選手や役員のみなさんが意図せず宣伝・広告の媒体とならないように競技会の会場内（招集所出口からテーブル・植栽・柵・チェーン・パーテーション等の造作物で仕切られた範囲内）で着たり、持ち込んだりするもの、たとえば水着やシャツ、トレーニングウェア、バッグなどのロゴマーク（商標・商標名の総称）などについて次のように制限をしています。よく読んで必ず守ってください。

1 ついていてもよいもの

- (1) 競技者等の氏名、所属（チーム・学校・クラブ等）の名称・マーク・ロゴマーク。
- (2) オリンピックや世界選手権等の競技会を表す名称・マーク。
- (3) 競技者の所属が所在する国旗・国または地域の名称、都道府県や市町村の名称・マーク・ロゴマーク。
- (4) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの。
- (5) (1)の所属チーム以外の競技者登録規程に基づき競技者が登録した団体の名称・マーク・ロゴマーク
- (6) 所属チーム及び登録団体のスポンサー（所属スポンサー）の名称・マーク・ロゴマーク。
- (7) 競技者等のスポンサー（個人スポンサー）の名称・マーク・ロゴマーク。
- (8) 水着・ウェア等のメーカーのロゴマーク。

2 それぞれの大きさと数

それぞれの大きさ（サイズ）は着用前の面積とします。採寸方法は正方形または長方形とみなし、縦×横で面積を求めます。それぞれの面積は最大を示し、その範囲内であれば大きさに規定はありません。その他アクセサリ類等については「競技会において着用又は携帯することができる水泳用品、用具のロゴマーク等についての取扱規程」「競技者のマーケティング活動ガイドライン」を確認してください。

ロゴマークの種類/用途	水着についてよい大きさと数	ウェアについてよい大きさと数	スイムキャップについてよい大きさと数	バックについてよい大きさと数
上記の(1)～(4)	競泳は50cm ² 以内で1個。 競泳以外の競技は大きさと数に制限はなし。	大きさと数に制限はなし。	大きさと数に制限はなし。	大きさと数に制限はなし。
その他のロゴマーク等 上記の(5)(6)(7)	30cm ² 以内で1個。	40cm ² 以内で胸部、両袖山部分に3カ所。	20cm ² 以内で側面に1個。 (片側のみ)	表面積の10%以内かつ 60cm ² 以内で1個。
メーカーのロゴマーク 上記の(8)	ロゴマークまたはマークは30cm ² 以内で1個。 (注1)	ロゴマークは40cm ² 以内で1個。 マークは20cm ² 以内であれば、数に制限はなし	ロゴマークは20cm ² 以内で前面に1個。	ロゴマークは表面積の10%以内かつ60cm ² 以内で1個。 マークは20cm ² 以内であれば数に制限はなし。

注1 ワンピース水着の場合は、ウエストより上に1つウエストより下に1つ許され、ツーピース水着の場合は、上部に1つ下部に1つが許される。ただし、これらのロゴマークは相互に隣接して置くことはできない。

II 国内競技会での競泳水着の取り扱いについて

本連盟ならびに加盟団体が主催する競技会（公式競技会）と公認された競技会（公認競技会）の競泳競技において、着用できる水着は下記のとおりです。

1 世界水泳連盟（World Aquatics）の公認した水着を着用すること。

※規定に外れる水着を着用して泳いだ場合の記録は、各公式・公認競技会において参考記録扱いとなり、決勝への出場および全国大会や国際大会の標準突破記録として認められず、本連盟のランキングにも反映されません。

2 着用できる水着は1枚のみとし、水着の重ね着は禁止します。

3 水着へのテーピングおよび2次加工は禁止します。



公式競技会及び公認競技会における
個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて

2023年4月1日
公益財団法人 日本水泳連盟

(公財)日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)の主催する公式競技会及び本連盟の公認する競技会、各加盟団体が主催する公式競技会ならびに各加盟団体が公認する競技会の参加にあたり、本連盟競技者登録・競技会参加等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応します。

1、競技会参加申込に記載された個人情報の取扱い

- (1) 大会プログラムに掲載します。
- (2) 競技会場内でアナウンス・ビジョン等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載することがあります。
- (4) 組合せ等の内容が本連盟及び公式計時SEIKOのホームページ・都道府県実行委員会・市町村実行委員会(以下「開催地実行委員会」という。)ホームページに掲載されることがあります。

2、競技結果(記録)等の取扱い

- (1) 本連盟ホームページ・「月刊水泳」・公式計時SEIKOのホームページに記載します。
- (2) 本連盟公式モバイルサイト「Swim Record Mobile」に記載します。
- (3) 開催地実行委員会が設置する記録センターを通じて公開されます。
- (4) 開催地実行委員会又はこれらに認められた報道機関等により新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (5) 大会プログラム掲載の個人情報とともに、開催地実行委員が作成する大会報告書(以下「報告書」という。)に掲載されることがあります。
- (6) 新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等は、次年度以降の大会プログラム等に掲載されることがあります。

3、肖像権に関する取扱い

- (1) 本連盟によって撮影された映像が、中継・録画放送及びインターネットによって配信されることがあります。また、DVD等に編集され、配付されることがあります。
- (2) 開催地実行委員会又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがあります。また、DVD等に編集され、配付されることがあります。
- (3) 本連盟によって撮影された写真が、本連盟が発行する媒体やポスター等その他発行物及びインターネット等で公開されることがあります。
- (4) 開催地実行委員会又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連インターネット等で公開されることがあります。
- (5) その他、主催団体及び開催地実行委員会等に許可を受けた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがあります。

4、本連盟及び開催地実行委員会としての対応

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 本連盟競技者登録の完了をもって、上記取扱いに関するご承諾をいただいたものとして、対応させていただきます。
- (3) 大会役員・競技役員・補助役員・開催地実行委員・大会運営関係者及び来場者の皆様につきましては、上記取扱いに関するご承諾をいただいたものとして対応させていただきます。

競技会において着用又は携行することができる水泳用品、 用具のロゴマーク等についての取扱規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具のロゴマーク（商標・商標名の総称）等の取り扱いに関することを定める。

(ロゴマーク等の定義)

第2条 本連盟は、競技者、監督、コーチ及び役員（以下「競技者等」という。）が、競技会の会場内（招集所出口からテーブル・植栽・柵・チェーン・パーテーション等の造作物で仕切られた範囲内）で着用する水着及びウェア・持ち物等に付けることができる名称・マーク・ロゴマークについて、次のとおり定める。

- (1) 本規程において、マークは、文字を含まない図形のみのもので、シンボルマークを指し、ロゴマークは、そのシンボルマークと企業名等の名称が組み合わさったデザインを指し、名称・マーク・ロゴマークを総称して「ロゴマーク等」という。
- (2) 競技者等が水着及びウェア・持ち物等に付けることができるロゴマーク等は、次のとおりとする。
 - 1) 競技者等の氏名や所属チームの名称・マーク・ロゴマーク
 - 2) オリンピックや世界選手権等の競技会を表す名称・マーク
 - 3) 競技者の所属が所在する国・国旗又は地域の名称、都道府県や市町村の名称・マーク・ロゴマーク
 - 4) 公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの
 - 5) 上記1)の所属チーム以外の団体で、競技団体及び競技者登録規程に基づき、競技者が登録した団体の名称・マーク・ロゴマーク
 - 6) 所属チーム又は登録団体のスポンサー（所属スポンサー）の名称・マーク・ロゴマーク
 - 7) 競技者等のスポンサー（個人スポンサー）の名称・マーク・ロゴマーク
 - 8) 競技者等が使用する物品のメーカーの名称・マーク・ロゴマーク

(ロゴマーク等の使用基準)

第3条 競技者等は、名称・マーク・ロゴマークを水着及びウェア・持ち物等に付ける場合、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 以下の遵守事項において、「ロゴマーク等」1個とは、名称、マーク又はロゴマークのいずれか1個を指す。
- (2) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方

形とみなし、縦×横で面積を求める。

(3) 水着

- 1) 第2条(2)の1)～4)までのロゴマーク等で50cm²以内のものを1個付けることができる。その表示方法について制限はない
- 2) 登録団体又はスポンサー(所属スポンサー又は個人スポンサーのいずれか1種類)のロゴマーク等で30cm²以内のものを1個付けることができる。
- 3) メーカーのロゴマーク等で、30cm²以内のものをウエストより上部に1個、下部に1個付けることができる。ただし、これらのメーカーのロゴマーク等は、相互に隣接して付けてはならない。ツーピースの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる

(4) ウェアー

- 1) 第2条(2)の1)～4)までのロゴマーク等
表示方法及び大きさについて制限はない
- 2) 上記以外のロゴマーク等は、次のとおりとする。なお、①②について、複数のウェア(ウインドブレーカー、Tシャツ、ポロシャツ、シャツ、スウェット、バスローブ、パンツ、ショーツ、スカート等)を着用する場合、同一のロゴマークであれば、複数のウェアに付けることを認める。

① 上半身に着用するウェア

登録団体のロゴマーク等又はスポンサーのロゴマーク等で、40cm²以内のものを胸部、両袖山部分に3個以内及びメーカーのロゴマーク等で40cm²以内のものを1個付けることができる。ただし、メーカーのマークは20cm²以内であれば数に制限はない。

② 下半身に着用するウェア

メーカーのロゴマーク等で40cm²以内のものを1個付けることができる。ただし、メーカーのマークは20cm²以内であれば数に制限はない。

(5) スイムキャップ

- 1) メーカーのロゴマーク等で20cm²以内のものを前面に1個付けることができる。
- 2) 第2条(2)の1)～4)までのロゴマーク等
表示方法及び大きさについて制限はない
- 3) 登録団体のロゴマーク等又はスポンサーのロゴマーク等を側面に20cm²以内のものを1個付けることができる。
- 4) 水球キャップについては、前面にメーカーのロゴマーク等で6cm²以内のものを1個、裏面に登録団体のロゴマーク等又はスポンサーのロゴマーク等で6cm²以内のものを1個付けることができる

(6) ゴーグル

スイムゴーグルには、メーカーのロゴマーク等で6cm²以内のものをフレーム又はストラップ部分に2個付けることができる。

(7) バッグ

- 1) 第2条(2)の1)～4)までのロゴマーク等
表示方法及び大きさについて制限はない
- 2) スポンサーのロゴマーク等で60cm²以内のものを1個、及びメーカーのロゴマーク等で60cm²以内のものを1個付けることができる。ただし、メーカーのマークは20cm²以内であれば数に制限はない。

(8) その他持ち物

- 1) 第2条(2)の1)～4)までのロゴマーク等
- 2) スポンサーのロゴマーク等で6cm²以内のものを1個、及びメーカーのロゴマーク等で6cm²以内のものを1個付けることができる。ただし、メーカーのマークは20cm²以内であれば数に制限はない。

(スポンサーのロゴマーク等の取り扱い)

第4条 スポンサーのロゴマーク等は、競技者等に相応しい商標等とする。公序良俗に反する若しくはそのおそれがあるもの又は、本連盟の理念に違反するものであってはならない。

- 2 本連盟又は公式競技会主催者は、競技規則及び大会要項等により、スポンサーのロゴマーク等の掲示を制限することができる。
- 3 掲示されたスポンサーのロゴマーク等が不相当であると本連盟又は公式競技会主催者が判断した場合には、登録団体及び競技者に対し、掲示を停止させることができる。
- 4 競技者が個人で契約したスポンサーのロゴマーク等の掲示は必ず競技者自身が所属の登録団体との確認を行うことを前提とし、競技者と登録団体間の問題については本連盟は一切関知しない。

(改 廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

- 2 本規程は、あくまでも国内における競技および運営に適用されるものとする。国際大会ならびに国外において開催される競技会については、本規程に関わらず、World Aquatics の競技規則および当該大会主催者が定める大会規定に従うものとする。
- 3 本規程は、2016(平成28)年2月28日より一部改訂施行する。
- 4 本規程は、2017(平成29)年4月1日より一部改訂施行する。
- 5 本規程は、2018(平成30)年4月1日より一部改定施行する。
- 6 本規程は、2019(平成31)年3月10日より一部改定施行する。

- 7 本規程は、2023（令和5）年4月1日より一部改定施行する。
- 8 本規程は、2025（令和7）年3月16日より一部改定施行する。
- 9 本規程は、2026（令和8）年4月1日より一部改定施行する。